

レターケース継続利用のご案内

継続してレターケースの利用を希望される団体は「**継続利用申込書**」の提出が必要です。

申込期限内に継続利用(同番号)の申し込みがなかった場合は、廃止となりますので再度新規での申し込みが必要です。再度、利用を希望される時は、新規利用(番号が変わります)での手続きをお願いいたします。

サイズ (内寸)幅255mm×奥行332mm×深さ76mm 程度

○対象者 現在レターケースを利用している団体で、2021年4月以降も利用を希望される団体
「利用登録団体」の登録内容に変更があった場合は、必ずお申し出ください。)

○利用料金 無料

○申込期限 **2022年2月28日(月) 22:00**

※継続利用の団体を優先に番号を決めたあと新規の団体を募集します。そのため、**期限に遅れた場合はレターケースの利用ができなくなることもありますのでご注意ください。**

○申込方法 下記の「継続申込書兼同意書」を市民活動プラザ窓口もしくはFAXで提出してください。

○レターケースでできること
①郵便物やFAXの受け取り場所としてご利用できます。
②市民活動プラザや他の団体が発行するチラシや情報誌の受け取りが出来ます。

○注意事項

- ①施錠はできません。内容物の紛失等についての責任は負いかねます。
- ②レターケースの破損等は利用者の責任で原状復帰していただきます。(勝手に移動・変更はしないでください。)
- ③郵便物やFAXの差出人に次のように**宛先を明記**している物に限ります。
〒840-0826 佐賀市白山二丁目1番12号佐賀商工ビル 7階
佐賀市 市民活動プラザ内 **レターケースNo.〇〇 団体名〇〇〇**
- ④利用の必要がなくなった場合は、必ず「**利用停止**」の申し出をしてください。
- ⑤レターケースの中のもの、週に1回程度は確認してお持ち帰りください。
※市民活動プラザからは、投函物が届いても連絡はしません。
※レターケースに入らないものや満杯のときなどは原則投函しません(返却します)。
※**レターケースの中ものを1か月以上放置された場合は、利用をお断りする場合があります。**
※佐賀市役所などからの郵便物で個人情報に当たらないものに対しては、レターケースを利用します。(案内チラシ・市民活動ガイドブック・連絡表など)
- ⑥レターケースの中に貴重品や荷物(事務用品など)を入れないでください。
- ⑦「**継続手続き**」をしないで1年間経過した場合は廃止となり、レターケースNo(住所)がなくなります。

<問い合わせ・連絡先> 佐賀市市民活動プラザ TEL:0952-40-2002 FAX:0952-40-2011

切り取り線

上記『**注意事項**』を遵守することに同意の上、レターケースの利用を希望します。

レターケース継続利用申込書兼同意書

申込み日 2022年 月 日

団体名	①現在、利用されているレターケースの番号を記入してください。 レターケースNo.:
申込み担当者(代理の方は団体の団体構成員に限ります)	
連絡先(「利用登録団体」の住所と電話・携帯番号にしてください)	②現在利用されている番号と同じ番号を希望されるかどうか チェック してください。 <input type="checkbox"/> 同じ番号を希望 <input type="checkbox"/> 希望なし
住所:	
電話・携帯: ※必ず、連絡が取れる電話番号でお願いします。	③「利用登録団体」登録申請書の内容に 変更等はないか確認 してください。 <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり